

平成27年3月6日

公 告



契約担当官
航空自衛隊第83航空隊
会計隊長 淡島 将



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加された

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 件名 食器洗浄及び清掃作業等123回以下6件
 - (2) 履行期間 平成27年4月1日 ～ 平成27年9月30日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊与座岳分屯基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年3月23日 14時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 入札者は、課税業者又は免税業者を問わず見積もった単価の108分の100に相当する単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は平成27年3月20日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室及び航空自衛隊与座岳分屯基地基地業務隊総括班事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当額を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の8%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。
本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 川島まで。
電話番号 098-857-1228・1229

航空自衛隊与座岳分屯基地仕様書

仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	食器洗淨及び清掃作業等	与座岳 厚-1	
		承認	平成27年 3月 2日
		作成	平成27年 2月19日
		改正	平成 年 月 日
		作成部隊	第56警戒群

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊与座岳分屯基地における基地食堂及び食器洗淨場において実施する食器類の食器洗淨及び清掃作業等について適用する。

(2) 作業の種類

- ア 食器、配食かん類の洗淨、運搬及び格納
- イ 基地食堂及び食器洗淨場の清掃

2 作業の条件

洗淨及び清掃に必要な洗剤、清掃用具等は契約相手方の負担とする。

3 作業の内容

- (1) 喫食後の食器類を食器洗淨機等で洗淨し、食器消毒保管庫に格納する。
- (2) 配食を終了した配食かん類を洗剤を使用して洗淨し、保管庫に格納する。
- (3) 喫食終了後、食卓備付品を整理し、卓上を清掃する。
- (4) 喫食終了後、基地食堂の床をほうき又はモップで清掃する。
- (5) 食器洗淨機、水槽、その他洗淨に使用した器材は、使用后洗淨及び手入れをし、食器消毒保管庫に格納する。
- (6) 食器洗淨場は、食器洗淨場作業終了後清掃する。

4 作業開始時刻及び終了時刻

区 分	平 日		休 日 等	
	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
朝食作業	08時00分	11時00分	08時00分	11時00分
昼食作業	12時00分	15時00分	12時00分	15時00分
夕食作業	16時00分	18時00分	16時00分	18時00分

5 作業量

(1) 洗浄する食器、配食かん類の種類及び数量は表1を基準とする。

表1

種類	平日			休日等		
	朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
飯食器	32個	95個	34個	35個	40個	30個
汁食器	32個	95個	34個	35個	40個	30個
菜皿	32個	95個	34個	35個	40個	30個
洋皿	32個	95個	34個	35個	40個	30個
湯飲み	32個	95個	34個	35個	40個	30個
盆	32個	95個	34個	35個	40個	30個
箸	32膳	95膳	34膳	35膳	40膳	30膳
配食かん類	3個	4個	3個	3個	3個	3個

(2) 清掃する基地食堂等の面積等は表2を基準とする。

表2

区分	面積等
基地食堂等の清掃	182.3 m ²
基地食堂内の食卓	20個
基地食堂内のいす	76個
食器洗浄場等	24 m ²

6 作業の実施及び検査

- (1) 作業の実施は、この仕様書によるものとし、仕様書に定めのない事項については、官側と調整のうえ実施するものとする。
- (2) 各食の作業が終了したときは、その旨を検査官に届け出て検査を受けるものとする。
- (3) 検査に合格しないときは、延滞なくこれを補完し、再検査を受けるものとする。
- (4) 検査の記録は、別紙「検査書」による。
- (5) 清掃作業場所は別図による。

7 健康診断等

- (1) 食器洗浄及び清掃作業等に従事する者については、大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生上の検便検査を契約相手方負担により受検し、その結果を官側に提出するものとする。
- (2) 検便検査 検査項目等は表3による。

表3－検査項目等

検査項目	受検月
赤痢菌・サルモネラ菌	毎月
腸管出血性大腸菌	毎月

※検便検査については、毎月延滞なく官側に提出するものとする。

8 その他

- (1) 食器洗浄及び清掃作業にあたり、人及び基地内の建物、工作物、その他に危害を与えた場合は、契約相手方の責任において原状に復帰させるものとする。
- (2) 役務に係わる物品等は契約相手方が負担するものとする。ただし使用する洗剤等については、表4のとおりもしくは同等品以上のものとする。

表4－洗剤等

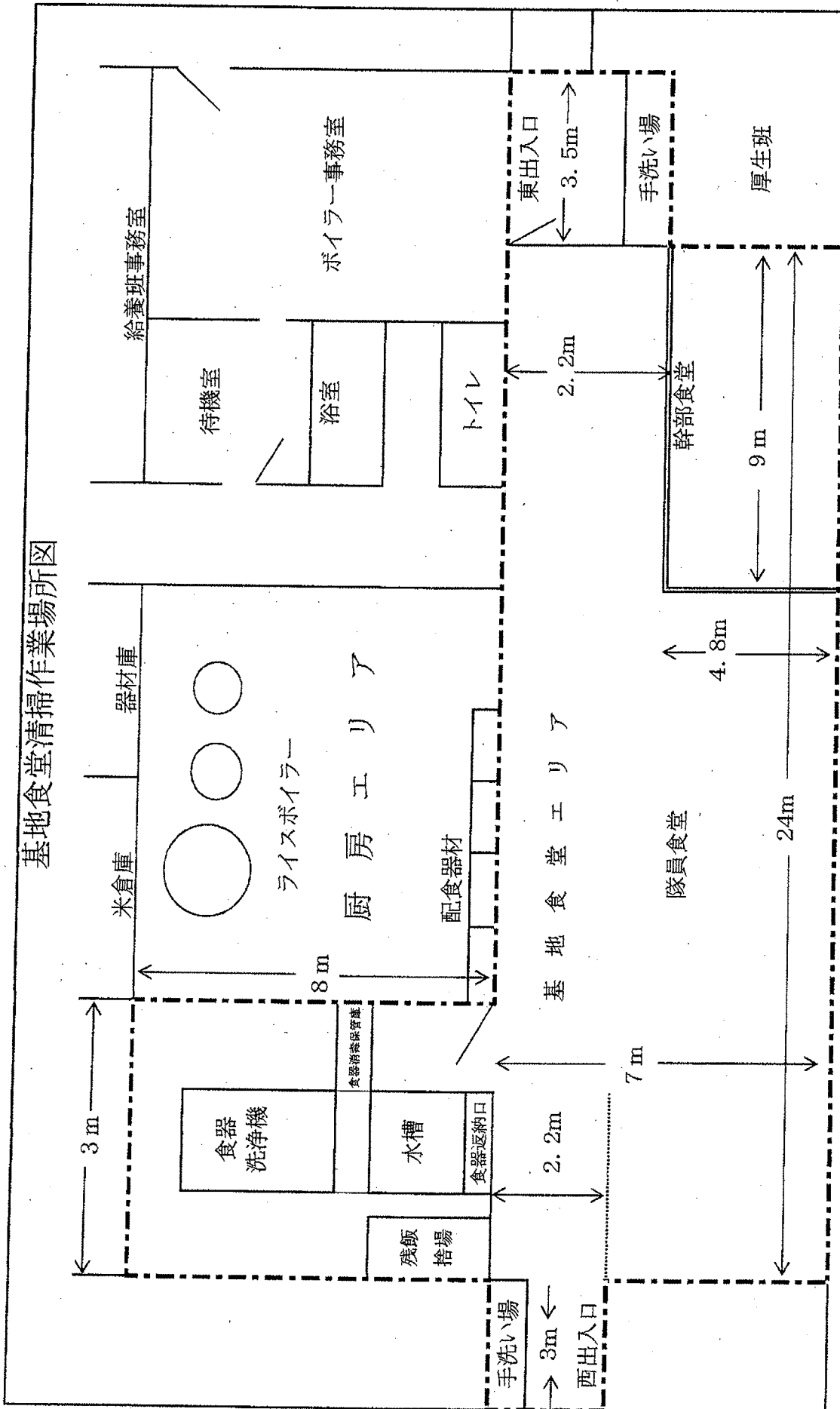
使用用途	使用洗剤
手洗用食器洗剤	天然植物性液体洗剤（ヤシノミ成分）
食器用漂白剤	厨房用除菌液体漂白剤（塩素系）

- (3) 履行場所における作業従事者については、日本国籍を有することを要し、現在及び過去において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者を除くものとする。
- (4) 当基地内で、基地食堂以外に許可なく立ち入ってはならない。

検 査 書

作業日及び食区分		検 査		備 考
		合 否	検査官 印	
月 日 ()	朝食			
	昼食			
	夕食			

基地食堂清掃作業場所図



清掃区分	清掃面積内訳	累積面積
隊員食堂	24m × 7m = 168m ² - 幹部食堂 (43.2m ²) = 124.8m ²	124.8m ²
幹部食堂	9m × 4.8m = 43.2m ²	43.2m ²
食器洗浄場	8m × 3m = 24m ²	24m ²
手洗場等	3m × 2.2m = 6.6m ² (西洗場) 3.5m × 2.2m = 7.7m ² (東洗場)	14.3m ²